

みずほ助けあい・支えあい活動助成事業実施要綱

1 目的

この要綱は、社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会（以下「本会」という）が共同募金助成金、歳末たすけあい募金助成金及び「公開プレゼンテーションによる助成審査会実施支援事業」助成金を財源として、地域住民の主体的な福祉活動への支援を行うため実施する「みずほ助けあい・支えあい活動助成事業」（以下「助成事業」という）の実施及び助成手続きなどについて必要な事項を定める。

2 助成対象団体

- (1) この助成事業の対象は、瑞穂区の地域福祉を推進する以下の団体とする。
 - ① 瑞穂区内の住民参加型在宅福祉サービス団体やNPO法人・ボランティア団体、共同作業所など
 - ② 瑞穂区内で実施している地域福祉の振興に寄与すると認められる活動を行う地域住民主体の団体
- (2) 次に挙げる活動、経費については、前項にかかわらず、この助成金の交付の対象としない。
 - ① 国または地方公共団体の補助制度が設けられている活動
 - ② 社会福祉協議会その他民間団体などの助成金を受けている、または受ける予定がある団体及び活動
 - ③ 営利を目的とする活動
 - ④ 活動の目的及び活動内容が、政治・宗教などに著しく偏っている活動
 - ⑤ その他、事業経費として不相当と認められるもの。（過度な飲食代、景品等）

3 助成対象事業及び助成額

- (1) 先駆的な地域福祉事業助成

当該年度において、団体の通常活動にとどまらず、瑞穂区内において助けあい・支えあい活動の推進、展開が期待できる先駆的な事業に対し助成を行う。

なお、先駆的な事業とは、瑞穂区民を対象にした独創性が認められる新しい手法の地域福祉活動事業をいう。

助成額は1団体（1事業）につき100,000円を上限とする。（総額200,000円）
- (2) 団体の通常活動助成（事業助成・備品助成）

当該年度において、団体の行っている通常地域福祉活動事業に対して助成を行う。

なお、その事業に必要な備品または消耗品の購入も対象とするが、それを購入することにより、よりよい事業の展開が望めるものとする。

助成額は1団体（1事業）につき30,000円を上限とする。（総額210,000円）

ただし、(1)、(2)のいずれか一方が総額限度額に達しなかった場合は、その金額をもう一方の助成枠に振り替えて助成することができるものとする。また、(1)については(2)と兼ねて応募することができる。

4 助成の手続き

(1) 助成申込の提出

助成を希望する活動実施団体の代表者は、「みずほ助けあい・支えあい活動助成事業助成申込書」(第1号様式)を、関係書類とともに本会の会長に提出する。

備品などの購入がある場合には、その見積書等の写しを添付する。

(2) 審査及び助成対象事業の決定

① (1)により提出された申込書は、事前審査を行い、前2(2)の各活動でないことなどを確認した後、正式に受理する。

② 助成対象事業の決定に際し、公開プレゼンテーションを実施したうえで審査委員会による審査を行う。

③ 審査委員会は審査結果をもとに助成対象事業の決定を行う。

④ 公開プレゼンテーションの実施については別に定める。

5 助成決定通知及び助成金の交付

本会の会長は、助成対象事業の決定後、助成対象となった活動実施団体に、「みずほ助けあい・支えあい活動助成事業」助成決定通知書(第2号様式)及び助成金の交付を行う。

6 助成対象事業の実施報告

助成を受けた活動実施団体の代表者は、事業終了後、速やかに「みずほ助けあい・支えあい活動助成事業」活動報告書(第3号様式)を関係書類とともに、本会の会長へ提出する。

7 助成金の返還

本会会長は次の各号に該当すると判断した場合は、助成金の金額または一部の返還を求めることができる。

(1) 事業が助成金交付額を下回ったとき

(2) 事業が適正に実施されなかったとき

(3) 本実施要綱に違反したとき

8 審査委員会委員

審査委員会委員は、12名以内とし、次の選出区分から本会会長が選出し、委嘱する。なお、本会会長を審査委員長としておくものとする。

(1) 本会役員

(2) 社会福祉関係公務員

(3) 公募委員(ボランティア活動団体関係者・地域住民など)

(4) 本会事務局職員

(5) その他、本会会長が特に必要と認める者

9 書類の保存

助成を受けた活動実施団体の代表者は、活動の実施に伴う書類を当該年度終了後3年間保存しなければならない。

10 その他

この要綱の施行について必要な事項は、本会の会長が別に定める。

(第1号様式)

「みずほ助けあい・支えあい活動助成事業」助成申込書

平成 年 月 日

社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会会長 あて

団 体 名

代表者氏名

印

みだしのことにつきまして、下記のとおり関係書類を添えて申し込みいたします。

記

- 1 対象事業（先駆的な地域福祉事業助成・団体の通常活動助成）

*該当する助成に○を記入してください

事業名 _____

- 2 助成申請額 金 _____ 円

- 3 添付書類

(1) 助成対象活動計画及び収支予算書（別紙1）

*備品助成の場合は見積書添付

(2) 団体等の概要及び活動内容紹介書（別紙2）

(3) 前年度の決算書及び事業報告書

(4) 本年度の予算書及び事業計画書

(5) 会則（規約）、組織図、会員名簿、会報（通信）、その他団体等の具体的な活動状況がわかるもの

- 4 銀行振込先

銀行名	銀行	支店名	支店
預金種目	普通・当座	口座番号	
名 義	(カタカナ)		
	(漢字)		

<連絡担当者> 氏 名

住 所 〒

電話番号

団体等の概要及び活動内容紹介書	
団体等の活動目的	
団体等の設立年月	年 月
会員(メンバー)の種別及び人数	
会費の有無	有 (円) ・ 無
助成対象事業以外の主な事業	
前年度の収支総額	(収入) 円 (支出) 円
団体等の活動の主な財源	
団体等及び活動のアピールポイント	

(第2号様式)

「みずほ助けあい・支えあい活動助成事業」助成決定通知書

平成 年 月 日

様

社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会
会 長 浅 井 慶 弉

みだしのことにつきまして、下記のとおり決定いたしましたので通知いたします。

記

1 交付決定額

金 _____ 円

2 交付条件

- (1) 必要に応じて、助成金の使途について調査を行う場合があります。
- (2) 事業終了後、速やかに「みずほ助けあい・支えあい活動助成事業」報告書（第3号様式）並びに関係書類を提出してください。助成金の使途を確認するため、必ず領収証の写しを添付してください。
- (3) 助成金の使途について不正が認められた場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。
- (4) この助成対象事業の実施に伴う関係書類について、当該年度終了後3年間は保存するようにしてください。
- (5) 助成対象事業が、赤い羽根共同募金により助成を受けて実施されていることが、地域住民に分かるように周知してください。
<例> ・チラシ・パンフレット・広報誌などに掲載する。
・事業当日にあいさつなどにより周知する。
・備品に赤い羽根のシールを貼る。（←シールは事務局にお申し出ください）

3 交付方法

指定のありました口座に、 月 日にお振込みをさせていただきますので、
よろしく願いいたします。

見本

(第3号様式)

「みずほ助けあい・支えあい活動助成事業」報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人名古屋市瑞穂区社会福祉協議会
会 長 浅 井 慶 弍 様

団 体 名
代表者氏名

印

みだしのことにつきまして、下記のとおり関係書類を添えてご報告いたします。

記

1 助成事業名

2 具体的な活動内容

3 事業の実施場所及び参加人数

4 事業の実施期間

5 助成額 金 _____ 円

6 収支状況

*この事業にかかった収支を記入してください。

<収入の部>

収入区分	収入金額	備考
本助成金	円	
自己資金	円	
利用者負担金	円	
その他	円	
合計	円	

<支出の部>

支出科目	助成金からの 支出額	自己資金から の支出額	合計	備考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
事業費合計	円	円	円	

7 添付書類

○助成金の使途を確認するため、領収証の写しを必ず添付してください。

○活動に使用したパンフレット、チラシ、活動報告書などを添付してください。